

ホームページ制作サービス 利用規約

本契約は、Studio「M-Size」代表 町田 美沙（以下、「甲」といいます。）が提供するホームページ制作サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関する規則を定めるものです。

第1条 目的

本サービスは、本サービスを利用する事業者および企業・個人・団体（以下、「利用者」といいます。）が利用者自身のサービスや活動内容を紹介するためのホームページを作成することを目的としています。利用者は、甲が本サービスを提供するに際して、必要な協力を行うこととします。

第2条 適用範囲

本規約は、本サービスを利用する全ての利用者を対象とし、適用されるものとします。

第3条 利用の申込

1. 本サービスは、甲と「ホームページ保守 業務委託契約」を新規契約する際、または追加契約する際にのみ利用申込が可能であり、本サービス単体での利用申込や、「ホームページ保守 業務委託契約」の再契約の際には、利用申込はできないものとします。
2. 本サービスの利用申込は、以下の（a）（b）いずれかの方法にて行うものとします。
 - a. 甲が用意する、専用の電子申込申請フォームを使用し、甲に利用申込をする。
 - b. メール・書面のいずれかにて、甲に利用申込をする旨を連絡する。

第4条 利用契約の成立

1. 本サービスの利用を希望する方が、前条を満たして本サービスの申込をした時点で、本規約を内容とする利用契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。
2. 甲が利用申込を承認しなかったときは、利用の申込者が前条を満たして本サービスの申込をしている場合に限り、甲は利用の申込者に利用申込を否認した旨を告知します。

第5条 制作準備・仕様の提示

1. 甲が本サービスによるホームページ作成作業に着手する前に、利用者は文書にて、以下の内容などを含む、ホームページについての要望を、甲に提示するものとします。
 - a. サイトの利用目的
 - b. 商品・サービスおよび事業のコンセプトや詳細情報
 - c. サイト構成およびグローバルメニューの要望
 - d. デザインおよび全体の雰囲気の要望
2. 甲は、利用者からの要望について、本サービスの範囲内で提供・対応可能な作業について対応します。
3. 利用者より提示された要望について、対応できないと判断した内容については、すみやかに利用者へ告知するものとします。

第6条 利用料の額

1. 本サービスの利用料の金額は、次のとおりとします。ただし、税率に変動があったときは変更後の税率によるものとします。
 - a. 甲が使用可能なテンプレートデータを利用し、法律とコンプライアンスを遵守したうえで、甲の裁量により調整・改変をしたホームページを作成し、甲が契約管理するドメインおよびレンタルサーバーを利用したホームページの提供
0円
 - b. その他
甲は、利用者から本サービスの範囲を超える要望があった場合、本契約を破棄することができるものとします。その場合、甲は、受託内容・制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を利用者に提示し、別途定める契約を締結することで、制作を受託することができるものとします。
2. 甲が契約管理しないドメインおよびレンタルサーバーを利用しての完成ホームページの提供はできないものとします。利用者がすでに、甲が契約管理しないドメインを利用しており、そのドメインを継続して使用することを希望する場合には、ドメインの契約を、甲の契約管理下に変更するものとします。ドメインの契約変更に費用が発生する場合には、利用者が負担するものとします。
3. 前項において、利用者が、ドメインの契約を甲の契約管理下に変更することを拒んだ場合、あるいは、その他の理由により、ドメインの契約を甲の契約管理下に変更できなかった場合、甲は、本契約を破棄することができるものとします。その場合、甲は、別途定める契約を締結することで、制作を受託することができるものとします。

第7条 業務

甲が本サービスで提供する業務は下記のとおりとします。

1. 甲が使用可能なテンプレートデータを利用し、法律とコンプライアンスを遵守したうえで、甲の裁量により調整・改変を行い、利用者から提供されるテキスト原稿、画像等のデータを組み合わせ、ホームページを制作します。
2. ホームページ内のコンテンツに必要なテキスト原稿および画像のデータは、利用者によって用意するものとし、利用者より提供された画像データにおいて、加工が必要と思われる場合には、その処理を行う。その場合には、画像の加工について利用者に了承をとったうえで、加工するものとします。

第8条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、本契約の成立後5営業日目を起算日として計算し、利用者は起算日までに、甲に対して、制作に必要なすべてのデータおよび情報を提供するものとします。本契約の成立後5営業日までに利用者から制作に必要なすべてのデータおよび情報が送付されなかった場合には、本契約の成立後5営業日までに利用者から送付された一部のデータまたは情報によって制作を開始します。
2. ウェブコンテンツの制作期間は、5営業日とします。ただし、甲から利用者に事前の告知をすることによって、甲は制作期間を延長できるものとします。

3. ウェブコンテンツの最長制作期間は、利用者からの追加の要望や修正があった場合にも、第1項による起算日から30日以内に収めるものとし、起算日から30日目にはいかなる状況であっても制作物は完成したのものとして、甲および利用者の両者が合意したものとします。
4. 利用者からの要望により、上記第1項で指定する起算日以降に要望の変更があり、甲が対応可能と判断し対応にあたる場合で、上記第3項に定める最長制作期間30日を超える可能性がある場合には、両者協議の上で追加の個別契約を締結し、制作を受託することができるものとします。

第9条 制作物の完成（完成ホームページの提供）

1. 甲が契約管理しないドメインおよびレンタルサーバーを利用しての完成ホームページの提供はできないものとします。
2. 甲が利用者に完成ホームページの提供を行う前に、利用者はインターネット上にて制作物の確認をするものとします。制作物確認依頼および確認の方法の案内は、電子メール等の手段によって通知します。
3. 利用者は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとします。利用者からの甲への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行います。確認依頼通知の受領後7日以内に甲宛への連絡が無い場合は、利用者により制作物の内容が承認されたものとします。
4. 甲が制作したホームページについて、利用者にて内容の承認がされた場合、制作物の完成として、完成ホームページの提供を開始します。完成ホームページの提供方法については、ホームページを操作管理できる管理画面のログインIDとパスワードを利用者に送付することで、完成ホームページの提供とします。
5. 完成ホームページの提供期間および、提供の終了については、解約および契約の終了までとし、第13条の定めに従うものとします。

第10条 知的所有権・著作権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なソースコードデータ、および画像データなど一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は甲に帰属する。ただし、利用者が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は利用者に帰属する。
2. 本サービスにより作成したホームページの各データについて、著作権はそれぞれのデータの著作者に帰属するものとし、本サービスにより作成したホームページに掲載されているからといって、著作権が譲渡されたことを示すものではなく、各データを改変する場合には、各データの著作権保有者および著作権に関する法律、著作者の定める利用許可された用途に従って、使用するものとする。
3. 甲は、利用者が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 甲は、利用者が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 利用者が制作物を上記3項および4項の目的以外で使用する場合には甲の許可を得なければならない。
6. 甲は、制作物を甲の制作実績として公開することができる。

7. 甲が自ら作成し、または有償で第三者に制作させ、もしくは第三者から購入した画像データ等の著作権は、本契約の解約および終了後も甲に帰属するものとする。
8. 上記7項の権利には、著作権法第27条に定める「著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案する権利」および著作権法第28条に定める「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」を含むものとする。
9. ホームページのデザイン（WordPressでは「テーマ」）の著作権については、本契約にかかわらず原作者が保有することを甲および乙は確認する。乙が将来これを変更した場合も同様に、当該デザインの原作者に著作権が帰属する。
10. 画像、動画、イラスト等（以下「画像データ等」という）のうち、甲が利用者のために制作したものについては、本契約においてのみ使用できるものとする。
11. 利用者が甲に提供する画像データ等につき、第三者の知的財産権および著作権を侵害していないことを、利用者は保証する。
12. 利用者は、甲の文書による同意なしに上記1項で定める制作物の使用权、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。
13. 甲が本契約に従い利用者に提供するコンテンツの所有権は、その提供ならびに本契約終了後も甲に帰属する。

第11条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第12条 申込後の取消、修正、返品

1. 理由の如何を問わず、利用者の責に帰する事由により、本契約の成立後の本サービスのキャンセルはできません。ただし、本サービスによる制作物が完成および提供前の状態で、本サービスの申込と同時にご契約いただいた「ホームページ保守 業務委託契約」がキャンセルまたは解約された場合には、本サービスにおいても即時停止するものとします。
2. 第9条の3項により利用者が制作物の確認をし、修正の必要がある箇所においては、速やかに甲に連絡・依頼するものとする。甲はその内容を確認し、本サービスの範囲内で提供・対応可能な作業について対応し、対応できないと判断した内容については、すみやかに利用者に告知するものとします。
3. 本サービスによる制作物は、返品することはできません。

第13条 契約の解除・解約について

1. 本サービスによる制作物は、本サービスの申込と同時にご契約いただいた「ホームページ保守 業務委託契約」がキャンセルまたは解約された場合に、本サービスにおいても解約したものとし、完成ホームページの提供を終了するものとしたします。提供の終了時期は、本サービスの申

込と同時にご契約いただいた「ホームページ保守 業務委託契約」の契約終了日と同日とします。

2. 解約後のホームページデータにおいても、第10条に定めている通り、所有権と著作権の保有を行います。つまり、本契約の解約・終了・破棄などに伴い、ホームページに使用されているデータ・情報の著作権が譲渡・破棄されることはありません。
3. 解約後は、第10条の第3項および第4項で定めている利用者への許諾を終了いたします。そのため、甲の所有管理している作成されたホームページデータにおいて、甲から利用者およびその代行者によってデータの提供要請があった場合にも、応じることはできません。ただしこれは、上記第2項に定めるとおり、制作されたホームページを構成するデータの全ての著作権を甲が保持していることとは同義ではありません。
4. 解約後のドメインの所有管理については、解約申し込み後、利用者と甲の両者にて協議のうえ、その後の扱いについて決定するものとします。ただし、解約日から5営業日以内に利用者から甲に対して該当の件について連絡が無かった場合には、甲の判断により処分できることとします。

第14条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から、本サービスの申込と同時にご契約いただいた「ホームページ保守 業務委託契約」が契約終了となるまでとします。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第15条 禁止行為

利用者および甲は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. 他社の知的財産権（著作権、知的財産権、商標権）を侵害する記事の掲載。
7. 他社の名誉、プライバシーを侵害する記事の掲載。
8. サーバーに負荷を掛ける行為。
(スパムメール、迷惑メールの過剰送信、重すぎるファイルのアップロードなど)
9. その他相手方が不適切と判断する行為。

第16条 期限の利益の喪失について

利用者に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、利用者は甲に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、甲は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。

2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第15条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 利用者としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第17条 機密保持

1. 利用者および甲は、本契約遂行のため相手方より提供を受ける等で知り得た、技術上または営業上その他業務上の知り得る情報等を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りではない。
 - a. 秘密保持義務を負うことなく既に所有している情報
 - b. 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
 - c. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - d. 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 本条の規定の効力は、本業務の完了後も存続する

第18条 責任制限・免責

甲は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、甲に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わないものとし、甲と利用者の関係でこれらの事項を協議し、解決するものとします。また甲が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わないものとします。

第19条 損害賠償

利用者が、本規約に定める義務に反し又は故意又は過失により甲に損害を与えたときは、利用者は当該損害を賠償する義務を負います。

第20条 反社会的勢力の排除

1. 甲および利用者は、自らが反社会的勢力でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を棄損し、もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をしないこと、並びに自らの役員および従業員は反社会的勢力の構成員ではないこと及び反社会的勢力との交際がないことを表明し、保証します。
2. 甲または利用者が前項の規定に違反したときは、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
3. 甲または利用者は、相手方が第1項の規定に違反したときは、相手方に対する催告なく本契約を解除することができるものとします。
4. 甲または利用者が、相手方が第1項に反することを原因として本契約を解除したときは、相手方に対し契約の解除によって被った損害の賠償を請求することができるものとし、解除された相手方は、本契約及び甲との間の一切の契約の解除により生じた損害について何らの請求もできないものとします。

第21条 不可抗力

本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲および利用者の双方本契約の違反とせず、その責めを負わないものとする。

1. 自然災害
2. 伝染病
3. 戦争及び内乱
4. 革命及び国家の分裂
5. 暴動
6. 火災及び爆発
7. 洪水
8. ストライキ及び労働争議
9. 政府機関による法改正で、本契約に重大な影響を与えると認められるもの
10. その他前各号に準ずる非常事態

第22条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第23条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第24条 規約の変更

甲は、民法548条の4の定めにもとづき、本規約の目的に照らし必要かつ相当な範囲内において本規約を変更することができます。この場合、甲は変更後の規約を利用者に適宜の方法により速やかに周知します。

第25条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して、利用者と甲との間で問題や本規約の解釈について疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決をするものとします。
2. 本契約および本サービスに関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることを合意します。

附則

1. 本規約は、令和2年9月24日から効力を生じる。